

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

様

二本松市長

一部損壊住宅修理支援事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました二本松市令和4年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金については、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法
- 5 加算金及び延滞金
  - (1) 補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付してください。
  - (2) 返還の期限までに納付しなかったときは、当該返還の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に、年10.95パーセントの割合で算出した延滞金を納付してください。